

【長野県内全域対象】

新型コロナウイルス拡大防止協力金 Q & A

本文中の「20時(21時)」の表記の説明……通常 21時～午前5時の時間帯に営業している店舗かつ「信州の安心なお店認証店」が、要請期間中午前5～21時までの時短営業(酒類提供可を含む)を選択した場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

<目次>

区分	質問	ページ
1 協力 要請 ・ 協力 金の 対象	Q1-1 時短要請は何に基づくものか？	5
	Q1-2 要請期間はいつまでか？また、時短要請の対象地域はどこか？	
	Q1-3 時短要請の対象となる店舗は？	
	Q1-4 イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となるか？	
	Q1-5 ショッピングセンター内のフードコート全体が時短営業をした場合、フードコート内の全飲食店が協力金の支給対象となるか？	
	Q1-6 ショッピングセンターにテナントとして入居している店舗が、全館時短営業に伴って時短営業した場合、協力金の対象となるか？	
	Q1-7 ホテル内にテナントとして入居している飲食店は対象となるか？	6
	Q1-8 ホテル・旅館の飲食場所は協力金の支給対象となるか？	
	Q1-9 酒類を提供していない店舗は時短要請・協力金の対象外か？	
	Q1-10 1月27日からの要請だが、1月26日24時(27日0時)から27日午前5時までの深夜営業は可能か？	
	Q1-11 要請に気づかず、定められた日から営業時間の短縮をできなかった場合、協力金の支給対象にならないのか？	
	Q1-12 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となるか？	
Q1-13 夏季のみ営業しており、要請期間中は季節的に休業しているが、協力金の対象となるか？	Q1-14 通常営業を要請時間で終了し、その後はテイクアウト(又はデリバリー)のみで営業を行ってもよいのか？	7

区分	質問	ページ
1 協力 要請 ・ 協力 金の 対象	Q1-15 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、宗教法人は協力金支給の対象となるか？	7
	Q1-16 店舗を新たにオープンしたばかりだが、時短営業した場合、協力金の対象となるか？	
	Q1-17 要請期間の途中(2月1日など)で開店する予定であった。開店後、時間短縮すれば少しでも協力金を貰えるのか？	
	Q1-18 20時(21時)までの時短営業とは、具体的にどういった状態のことか？	
	Q1-19 以前は20時(21時)以降も営業していたが、コロナの影響により最近20時(21時)までに閉店していた場合は、対象にならないのか？	
	Q1-20 要請前に完全予約制で20時(21時)以降も営業をしている。この場合は対象となるか？	8
	Q1-21 飲食店について、例えば「土曜・日曜日」と固定した曜日だけ20時(21時)以降に営業している事業者が、5時から20時(21時)までの範囲内の時間短縮に協力した場合は、協力金の対象になるか？	
	Q1-22 通常の営業時間が午前5時から20時(21時)の範囲内だが、予約などの事前連絡にて不規則に20時(21時)以降に営業している場合は、協力金の対象となるか？	
	Q1-23 全ての期間において、時短営業を行わなければ、協力金は支給されないのか？	
	Q1-24 「新型コロナ対策推進宣言」を掲示していないと、協力金は支給されないのか？	
Q1-25 要請期間前(又は期間中)に廃業した。協力金の対象となるか？	9	
Q1-26 休業届を提出して長期間休業しているが、協力金の対象となるか？		
Q1-27 要請前に臨時休業した場合は協力金の対象となるか？		
区分	質問	ページ
2 信州 の安 心な お店 につ いて	Q2-1 要請前から「信州の安心なお店」の認証店だが、当初選択した協力形態(5時～20時(酒類提供不可)又は5時～21時(酒類提供可))を途中で変更し、申請することはできるか？	9
	Q2-2 要請期間中に「信州の安心なお店」の認証店となった。途中から営業時間を5時～21時まで(酒類提供可)に変更できるか？	
	Q2-3 「信州の安心なお店」の認証を取得するまでは酒類の提供は出来ないのか？	
	Q2-4 「信州の安心なお店」の認証通知を紛失してしまったが、どうすれば良いか？	
	Q2-5 時短要請の対象となる事業者は、漏れなく信州の安心なお店認証制度の認証を取得することが出来るのか？	

区分	質問	ページ
3 申請書類 ・ 申請方法	<p>Q3-1 申請受付期間は？</p> <p>Q3-2 対象エリア内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか？</p> <p>Q3-3 申請する際の店舗数はどのように捉えたらいいのか？</p> <p>Q3-4 数人で居酒屋を共同経営している。この場合、全員申請することができるか？</p> <p>Q3-5 飲食店(喫茶店)営業許可証の有効期限が切れているが申請できるか？</p> <p>Q3-6 飲食店(喫茶店)営業許可証の有効期限が切れており、現在更新申請中だが、申請できるか？</p> <p>Q3-7 申請者名と飲食店(喫茶店)営業許可証に記載されている営業者名が異なるが、どうすればよいか？</p> <p>Q3-8 直近の経理帳簿とは、何を提出すればよいか？</p>	10
区分	質問	ページ
4 協力金・ 売上高の 算定	<p>Q4-1 協力金の金額はいくらか？</p> <p>Q4-2 何年分の確定申告書類等を提出すればよいか？</p> <p>Q4-3 売上高とは何を指すのか？</p> <p>Q4-4 1日当たりの売上高はどのように計算するのか？</p> <p>Q4-5 協力金の算定における売上高は雑収入を含めるのか？</p> <p>Q4-6 売上高は税抜と税込のどちらで計算するのか？</p> <p>Q4-7 いわゆるみなし大企業は、大企業として扱うのか？</p> <p>Q4-8 ホテル・旅館内で飲食店を経営しており、同じ場所で宿泊者のディナー等を提供している。この場合、飲食事業の売上高はどのように計算すればいいのか？</p> <p>Q4-9 飲食事業の売上高について、テイクアウトに係る売上高は含めていいのか？</p> <p>Q4-10 店舗ごとの飲食事業の売上高の把握が難しいがどうすればいいのか？</p> <p>Q4-11 1日の協力金支給単価が下限額(2.5万円又は3万円)を超える場合、収受印がある確定申告書を提出することになっているが、無い場合はどうすればいいのか？</p> <p>Q4-12 確定申告書は税理士の証明印があるものでも有効か？</p>	11 12
	<p>Q4-13 1日の協力金支給単価が下限額(2.5万円又は3万円)を超える場合、青色申告決算書(月別売上高)の控えの写しを提出することになっているが、何を提出すればいいのか？</p> <p>Q4-14 1日の協力金支給単価が下限額(2.5万円又は3万円)を超える場合で、かつ、確定申告書類を提出できない場合は、どうすればいいのか？</p> <p>Q4-15 住民税申告書の控えがない場合は、どうすればいいのか？</p> <p>Q4-16 新規開店等の場合はどのように計算すればいいのか？</p>	13

区分	質問	頁
4 協力 金・ 売上 高の 算定	Q4-17 法人成り等により、時短要請期間の店舗の事業者と昨年又は一昨年若しくは一昨々年の事業者が異なる場合はどのように売上高を計算すればいいのか？	13
	Q4-18 確定申告を税込みで行っており、税抜きにすることが困難な場合はどうすればよいか？	
区分	質問	頁
5 その 他	Q5-1 ノンアルコールのビールやカクテルは酒類に含まれるか？微アルコールは？	14
	Q5-2 「新型コロナ対策推進宣言」のステッカーを入手するにはどうすればいいのか？	
	Q5-3 中小企業の定義はなにか？	
	Q5-4 協力金を受給した場合、国の「事業復活支援金」は受給できるか？	15
	Q5-5 提出書類に不備等があった場合はどうなるのか？	

※「20 時(21 時)」の表記の説明…通常 21 時～午前5時の時間帯に営業している店舗かつ「信州の安心なお店認証店」が、要請期間中午前5～21 時までの時短営業(酒類提供可を含む)を選択した場合は、「20 時」を「21 時」と読み替えてください。

1 協力要請・協力金の対象

Q1-1 時短要請は何に基づくものか？

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 6 第 1 項の規定により、感染を防止するために知事が必要と認める事業を行う者に対して行う協力要請です。

Q1-2 要請期間はいつまでか？また、時短要請の対象地域はどこか？

要請期間は令和 4 年 1 月 27 日 (木) から 2 月 20 日 (日) までの 25 日間です。時短要請の対象地域は長野県内全域です。

Q1-3 時短要請の対象となる店舗は？

食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けている店舗のうち、要請以前より通常 20 時 (21 時) から午前 5 時までの間に営業している店舗が対象です。具体的には、キャバレー、スナック、ホストクラブ、キャバクラ等、居酒屋、ファミリーレストラン等の飲食店、飲食を提供するカラオケ店、ライブハウス (貸スタジオは含みません。) 等です。今回は酒類提供のない飲食店や喫茶店、ファーストフード店等も要請対象となります。

ただし、コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、ケータリング、移動を前提としたキッチンカー、露店営業、漫画喫茶、インターネットカフェ、宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する施設、飲食店 (喫茶店) 営業許可を受けていないカラオケボックス等については対象外となります。

Q1-4 イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となるか？

イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、営業時間短縮の要請対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q1-5 ショッピングセンター内のフードコート全体が時短営業をした場合、フードコート内の全飲食店が協力金の支給対象となるか？

協力金の支給対象かどうかはフードコート全体ではなく、個々の店舗の要請以前の営業時間などの要件により判断しますので、フードコート内の全店舗が一律に協力金の支給対象となるわけではありません。

Q1-6 ショッピングセンターにテナントとして入居している店舗が、全館時短営業に伴って時短営業した場合、協力金の対象となるか？

飲食を提供していない店舗の場合は、営業時間短縮等の要請対象外となっているため、ショッピングセンター全館が時短営業となっても、協力金の対象となりません。

Q1-7 ホテル内にテナントとして入居している飲食店は対象となるか？

宿泊者以外のお客様も来店する店舗であり、通常の営業時間が 20 時 (21 時) 以降の場合は対象となります。

Q1-8 ホテル・旅館の飲食場所は協力金の支給対象となるか？

ホテルや旅館が宿泊者を対象として飲食を提供する場合は対象となりません。

しかし、旅館やホテル内の施設であっても、宿泊客以外のお客様が来店するレストラン等の場合、要件を満たせば対象となります。

ただし、その場合、①対外的に宿泊者以外が 20 時 (21 時) を超えて常時利用できることが公表されていること、②飲食提供専用スペースとして区分されていること、の 2 点を証明する書類を提出する必要があります。これらが申請書類から確認できない場合は支給対象とならない可能性があります。

なお、20 時 (21 時) には飲食提供専用スペースを閉鎖していただく必要があることから、同スペースでは宿泊者向けにも飲食を提供できなくなることにご注意ください。

Q1-9 酒類を提供していない店舗は時短要請・協力金の対象外か？

今回の要請では、酒類を提供していない店舗であっても、要請以前より通常 20 時 (21 時) から午前 5 時までの間に営業している飲食店等は時短要請・協力金の対象となります。

Q1-10 1月27日からの要請だが、1月26日24時(27日0時)から27日午前5時までの深夜営業は可能か？

営業していただくことは可能です。ただし、1月27日20時(21時)以降の営業については営業時間短縮要請の対象となります。

Q1-11 要請に気づかず、定められた日から営業時間の短縮をできなかった場合、協力金の支給対象にならないのか？

全期間営業時間の短縮をしていただきたいですが、特別な事情があり、時短営業の開始が遅れた場合も、協力金の対象とします。ただし、遅くとも1月30日から2月20日まで全ての期間において要請にさせていただくことが必要です。この場合、協力金日額×協力いただいた日数を支給します。

Q1-12 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となるか？

営業時間短縮の要請対象となる店舗が、時短営業ではなく休業した場合も協力金の対象となります。また、定休日が含まれる場合も支給対象となります。(要請以前から通常 20 時 (21 時)

～午前5時までの間に営業を行う事業者に限ります。)

Q1-13 夏季のみ営業しており、要請期間中は季節的に休業しているが、協力金の対象となるか？

コロナの影響による休業でないため、支給対象にはなりません。

Q1-14 通常営業を要請時間で終了し、その後はテイクアウト（又はデリバリー）のみで営業を行ってもよいか？

施設内で飲食をしないテイクアウト（又はデリバリー）のみであれば、営業していただいても構いませんが、誤解を招かないよう、「20時（21時）～5時の間はテイクアウト販売のみ実施」と明記いただくなど、周知・取組みをお願いします。

Q1-15 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は協力金支給の対象となるか？

営業時間短縮等の要請対象となる店舗を運営する者であって、要請を受けて営業時間の短縮等を行った場合であれば対象となります。

Q1-16 店舗を新たにオープンしたばかりだが、時短営業した場合、協力金の対象となるか？

営業時間短縮の要請開始日（1月27日）より前から要請対象となる店舗をオープンしていて、20時（21時）～午前5時の間に営業していた実績がある場合、協力金の対象となります。

Q1-17 要請期間の途中（2月1日など）で開店する予定であった。開店後、時間短縮すれば少しでも協力金を貰えるのか？

1月27日より前から開業していることが支給要件となっていますので、営業時間短縮の要請期間の途中で開店する場合は、部分的な支給もありません。

Q1-18 20時（21時）までの時短営業とは、具体的にどのような状態のことか？

時間までに閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。お客様が退店後、片付けや閉店準備のため従業員が残る必要がある場合は、閉店時間を過ぎてても可としますが、ラストオーダーや、飲食の提供が20時（21時）までであっても、お客様が20時（21時）以降も店内にいた場合には申請いただけません。そのため、20時（21時）に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。

Q1-19 以前は20時（21時）以降も営業していたが、コロナの影響により最近20時（21時）までに閉店していた場合は、対象にならないのか？

食事を提供する飲食店等が、コロナの影響以前に20時（21時）以降まで営業されており、コ

ロナの影響以後に 20 時（21 時）までに時短された場合は対象になります。2019 年～2021 年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。

Q1-20 要請前に完全予約制で 20 時（21 時）以降も営業をしている。この場合は対象となるか？

HP や SNS など で営業時間を外に向けて周知している場合は対象となります。

この場合、対外的に公表していることがわかるものを提出してください。対外的に公表していることが証明できない場合は支給対象外となる場合があります。また、Q22（予約が臨時的な営業）に該当する場合は、支給対象外となります。

Q1-21 飲食店について、例えば「土曜・日曜日」と固定した曜日だけ 20 時（21 時）以降に営業している事業者が、5 時から 20 時（21 時）までの範囲内の時間短縮に協力した場合は、協力金の対象になるか？

曜日を固定して日常的に実施している場合は、対象となります。ただし、HP や SNS など で営業時間を周知している必要がありますので、対外的に公表していることがわかるものを提出してください。

Q1-22 通常の営業時間が午前 5 時から 20 時（21 時）の範囲内だが、予約などの事前連絡にて不規則に 20 時（21 時）以降に営業している場合は、協力金の対象となるか？

20 時（21 時）以降の営業が臨時的なもので、通常の営業時間ではない場合は対象外となります。

Q1-23 全ての期間において、時短営業を行わなければ、協力金は支給されないのか？

特別な事情があり、1 月 27 日から要請に応じることが困難な場合であっても、遅くとも 1 月 30 日から 2 月 20 日まで全ての期間において要請に協力していただくと対象となります。この場合、要請に応じた日数に応じて協力金を支給します。

Q1-24 「新型コロナ対策推進宣言」を掲示していないと、協力金は支給されないのか？

協力金の対象要件として、業種別ガイドラインを遵守のうえ、「新型コロナ対策推進宣言」を掲示していただくことが必要です。ただし、営業時間の短縮等の要請があった時点で、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」の表示を行っていない場合は、遅くとも要請期間最終日までに、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」の表示を開始することが支給の条件となっています。 ※国、市町村の感染防止対策にかかるポスターな

どでも可能です。

Q1-25 要請期間前（又は期間中）に廃業した。協力金の対象となるか？

要請に応じた営業時間の短縮と言えず、対象となりません。

Q1-26 休業届を提出して長期間休業しているが、協力金の対象となるか？

対象となりません。

Q1-27 要請前に臨時休業した場合は協力金の対象となるか？

短期間で一時的な臨時休業は対象となります。（協力金の支給対象となるのは、要請期間中の協力日数のみです。）ただし、コロナの影響によらない長期的な休業は協力金の対象とならない場合があります。

2 信州の安心なお店について

Q2-1 要請前から「信州の安心なお店」の認証店だが、当初選択した協力形態（5時～20時（酒類提供不可）又は5時～21時（酒類提供可））を途中で変更し、申請することはできるか？

要請前から認証店の場合、当初選択した協力形態を途中で変更し、申請することはできません。

Q2-2 要請期間中に「信州の安心なお店」の認証店となった。途中から営業時間を5時～21時まで（酒類提供可）に変更できるか？

要請期間中に認証を取得した場合のみ、5時～21時までの営業時間（酒類提供可）に変更できます。この場合、変更した日から売上高に応じて2.5～7.5万円（中小企業の場合）を支給します。申請の際は、変更前と変更後の両方の貼り紙の写真等を添付してください。なお、変更後の再度の変更はできません。

Q2-3 「信州の安心なお店」の認証を取得するまでは酒類の提供は出来ないのか？

認証を取得するまでは酒類の提供は出来ません。認証取得後から酒類の提供が可能となります。

Q2-4 「信州の安心なお店」の認証通知を紛失してしまったが、どうすれば良いか？

信州の安心なお店応援キャンペーン事務局（026-217-5219）までお問合せください。

Q2-5 時短要請の対象となる事業者は、漏れなく信州の安心なお店認証制度の認証を取得することが出来るのか？

「信州の安心なお店」の対象業種となっていない事業者は認証が取得できない可能性があります。

ます。詳細は、信州の安心なお店応援キャンペーン事務局（026-217-5219）までお問合せください。

3 申請書類・申請方法

Q3-1 申請受付期間は？

要請期間終了後の令和4年2月21日（月）から令和4年4月20日（水）（当日消印有効）までです。

受付期間を過ぎますと申請書類の受付ができませんので、必ず期間内に申請してください。

Q3-2 対象エリア内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか？

営業時間短縮等の要請にご協力いただいた店舗数に応じて協力金を支給します。ただし、事業者は、店舗ごとに申請書類を準備した上で申請していただく必要があります。

Q3-3 申請する際の店舗数はどのように捉えたらいいのか？

原則として飲食店（喫茶店）営業許可証の交付数により判断しますが、場合によって実際の営業実態で判断することもあります。

Q3-4 数人で居酒屋を共同経営している。この場合、全員申請することができるか？

この場合、代表する方一人のみ申請できます。

Q3-5 飲食店（喫茶店）営業許可証の有効期限が切れているが申請できるか？

申請できません。

Q3-6 飲食店（喫茶店）営業許可証の有効期限が切れており、現在更新申請中だが、申請できるか？

要請期間中に営業可能であることが分かる許可証を入手して添付してください。

Q3-7 申請者名と飲食店（喫茶店）営業許可証に記載されている営業者名が異なるが、どうすればいいのか？

営業許可証の営業者名を申請者名に変更していただくか、【様式4】飲食店等営業許可証に係る申出書と合わせて、申請者が店舗を管理していることがわかる賃貸借契約書の写しか公共料金等の写しを提出してください。

Q3-8 直近の売上帳簿とは、何を提出すればいいのか？

令和3年11月または12月の売上が把握できる帳簿（売上がゼロの月の台帳等は不可）を提出してください。 ※申請額が下限（2.5万円又は3万円）の店舗については、月末締め売上帳

簿1か月分の写し又は日計表1日分の写しを、売上高減少額方式により申請する店舗・申請額が下限を超える店舗については、月末締め売上帳簿1か月分の写しを提出してください。

4 協力金・売上高の算定

Q4-1 協力金の金額はいくらか？

売上高方式（中小企業及び個人事業主）では以下のとおりです。

区分	営業時間の短縮		酒類の提供	協力金額（日額）
「信州の安心なお店」 認証店	い ず れ か 選 択	5時から21時 まで	可 21時まで	2.5～7.5万円 (1日あたりの売上高×0.3)
		5時から20時 まで	不可 (持込含む)	3～10万円 (1日あたりの売上高×0.4)
「信州の安心なお店」 非認証店	5時から20時まで		不可 (持込含む)	3～10万円 (1日あたりの売上高×0.4)

売上高減少額方式（大企業及び希望する中小企業・個人事業主）では、1日あたりの売上高減少額×0.4（最大20万円※）が協力金日額となります。

※認証店が21時まで営業する場合は20万円又は1日あたりの売上高×0.3のいずれかと比較し、低い額が上限となります。

Q4-2 何年分の確定申告書類等を提出すればよいか？

2019年、2020年又は2021年のうち、算出に用いる年の確定申告書類等（青色申告決算書・収支内訳書を含む）を提出してください。また、同時期（1月及び2月）の2か月の売上高で申請する場合は、算出に用いる年の同時期の売上が把握できる確定申告書類等を提出してください。

Q4-3 売上高とは何を指すのか？

確定申告書類等において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。なお、対象飲食店の売上高で給付額を決定しますので、複数店舗運営する事業者などの場合は、申請時に各店舗の売上がわかる書類を提出していただくことになります。

Q4-4 1日当たりの売上高はどのように計算するのか？

1年間の売上高から算出する場合、2019年、2020年又は2021年の確定申告書の控え等に記載された年間の売上高を年間の日数（365又は366日※）で割った金額で計算してください。

1月及び2月の2か月の売上高から算出する場合、2019年、2020年又は2021年の確定申告書の控え等に記載された2019年、2020年又は2021年の1月、2月の売上高を2か月の日数（59

日又は60日※)で割った金額で計算してください。

※ 2020年2月29日を含む場合

Q4-5 協力金の算定における売上高は雑収入を含めるのか？

含めません。

Q4-6 売上高は税抜と税込のどちらで計算するのか？

税抜きで計算してください。ただし、1日当りの協力金支給単価が下限額となる場合（20時までの時短（酒類提供不可）とした場合は1日当りの協力金が3万円、21時までの時短（酒類提供可）とした場合は1日当りの協力金が2.5万円）は、税込の金額でも可とします。

Q4-7 いわゆるみなし大企業は、大企業として扱うのか？

大企業から一定割合の出資を受ける等しているいわゆる「みなし大企業」の場合も、中小企業の条件に該当すれば中小企業として扱います。

Q4-8 ホテル・旅館内で飲食店を経営しており、同じ場所で宿泊者のディナー等を提供している。この場合、飲食事業の売上高はどのように計算すればいいのか？

宿泊者が利用した飲食代を除いた売上で計算してください。

Q4-9 飲食事業の売上高について、テイクアウトに係る売上高は含めていいのか？

テイクアウトやデリバリーは要請の対象外となるため、売上高からテイクアウト等の売上を除いた上で計算してください。

Q4-10 店舗ごとの飲食事業の売上高の把握が難しいがどうすればいいのか？

原則として店舗ごとの飲食事業の売上高の帳簿が無い等の場合でも、レジの日計表・会計伝票等を基に計算してください。なお、会計伝票をまとめて記載している等のやむを得ない場合は、飲食事業の対象期間の売上高を店舗数で割った金額で計算してください。

Q4-11 1日の協力金支給単価が下限額（2.5万円又は3万円）を超える場合、收受印がある確定申告書を提出することになっているが、無い場合はどうすればいいのか？

收受印のない確定申告書と併せて同じ年度の「課税証明書」を提出することが必要です。

※「課税証明書」は、対象となる年の「1月1日時点で住所を置いていた自治体」で発行されますので、引っ越しをした場合などは「その年の1月1日時点で住所」の自治体で手続きを行わなければなりません。

Q4-12 確定申告書は税理士の証明印があるものでも有効か？

税理士の証明印があるものでも構いません。

Q4-13 1日の協力金支給単価が下限額（2.5万円又は3万円）を超える場合、青色申告決算書（月別売上高）の控えの写しを提出することになっているが、何を提出すればいいのか？

青色申告決算書は全4枚ありますが、1枚目から4枚目の全てを提出してください。

Q4-14 1日の協力金支給単価が下限額（2.5万円又は3万円）を超える場合で、かつ、確定申告書類を提出できない場合は、どうすればいいのか？

収受印が押されている住民税申告書の控えを提出してください。住民税申告書の控えもない場合には、税理士の証明印がある売上帳簿等を提出してください。なお、1日の協力金支給単価が下限額を超える場合でも、これらの書類により売上高の確認が出来ない場合は、1日の支給単価は下限額になります。

Q4-15 住民税申告書の控えがない場合は、どうすればいいのか？

提出ができない理由を確認の上、適切と認める場合には、売上台帳等の帳簿を用いて売上高を確認します。

Q4-16 新規開店等の場合はどのように計算すればいいのか？

開店して1年未満（令和3年1月28日以降開店）の店舗の場合など、新規開店特例が適用になる場合、年間売上高（開店日から令和4年1月26日の間）を日割りして「1日当たりの売上高」を計算し、「売上高方式」又は「売上高減少額方式」にて「1店舗当たりの支給額」を算出します。

※開店日がわかるもの（チラシやHP・SNS画面の写し等）を提出してください。

※開業間もなく確定申告を行っていない場合は、税務署への法人設立届出書や開業届の写し及び開業日から令和4年1月26日までの売上台帳等の写しを提出してください。

※1日当りの協力金支給単価が下限額の2.5万円又は3万円を超える場合、若しくは、売上高減少額方式により申請する場合は、売上帳簿等に税理士による証明印が押されたものを提出してください。

Q4-17 法人成り等により、時短要請期間の店舗の事業者と昨年又は一昨年若しくは一昨々年の事業者が異なる場合はどのように売上高を計算すればいいのか？

事業の継続性があると認められる場合に、過去の売上高を用いて売上単価を計算することは可能です。その場合は、以下の書類を提出してください。

合併の場合…履歴事項全部証明書 等

法人成りの場合…履歴事項全部証明書、法人設立届出書 等

事業承継の場合…個人事業の開業・廃業届 等

Q4-18 確定申告を税込みで行っており、税抜きにすることが困難な場合はどうすればよいのか？

確定申告や日々の売上高管理等を税込みで行っており、かつ税抜きの売上高を個別に税抜き

にすることが困難な場合は「税込みの売上高÷(1+税率)」といった方法で税抜きの上高を計算しても差し支えありません。なお、1日の協力金支給単価が税込で下限額の場合、税抜き処理は不要です。

5 その他

Q5-1 ノンアルコールのビールやカクテルは酒類に含まれるか？微アルコールは？

酒類とは、酒税法第2条に規定されるものを指します。よって、含有アルコール量が1%未満のものについては、ノンアルコール飲料とし、提供いただいてもかまいません。また、ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルは酒類に含みません。

Q5-2 「新型コロナ対策推進宣言」のステッカーを入手するにはどうすればいいのか？

入手方法については、県のホームページをご覧ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html#shitsumon

Q5-3 中小企業の定義はなにか？

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び会社以外の法人等（人格なき社団等を含む。以下同じ。）で、その営む主たる事業の区分に応じ、従業員数が中小企業基本法における中小企業の基準以下の法人等です。

具体的には、以下のいずれかに該当する場合は中小企業者となります。

業種分類	下記いずれかに該当	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

飲食業は『小売業』、ホテル・カラオケなどは『サービス業』の基準で判定を行います。

『常時使用する従業員』は正規社員のほか、常態として勤務するパートタイム、アルバイトも含まれます。（繁忙期で臨時的に採用されるような従業員は含みません。）また、会社役員及び個人事業主は含みません。

Q5-4 協力金を受給した場合、国の「事業復活支援金」は受給できるか？

給付対象となる場合があります。国によると、要請に応じた月を対象月として事業復活支援金の申請をする場合、要請に応じた月の分の協力金の金額をその月の事業収入に算入し、その上で給付要件を満たす場合は、協力金の対象となる事業者であっても、事業復活支援金の給付対象となるということです。

詳しくは、下記ホームページを御覧いただくか、事業復活支援金事務局へお問い合わせください。

事業復活支援金

ホームページ https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/

電話番号 0120-789-140

Q5-5 提出書類に不備等があった場合はどうなるのか？

審査の過程で提出書類の不備や確認の必要が生じた場合、長野県新型コロナウイルス拡大防止協力金事務局から連絡をします。その際、固定電話ではなく、携帯電話から連絡する場合がありますので必ず留守電・メッセージを残せるよう設定をお願いします。